

令和2年11月定例会

議案説明資料

(詮問事項)

総務部

令和2年11月定例会議案説明資料（諮問事項）目次

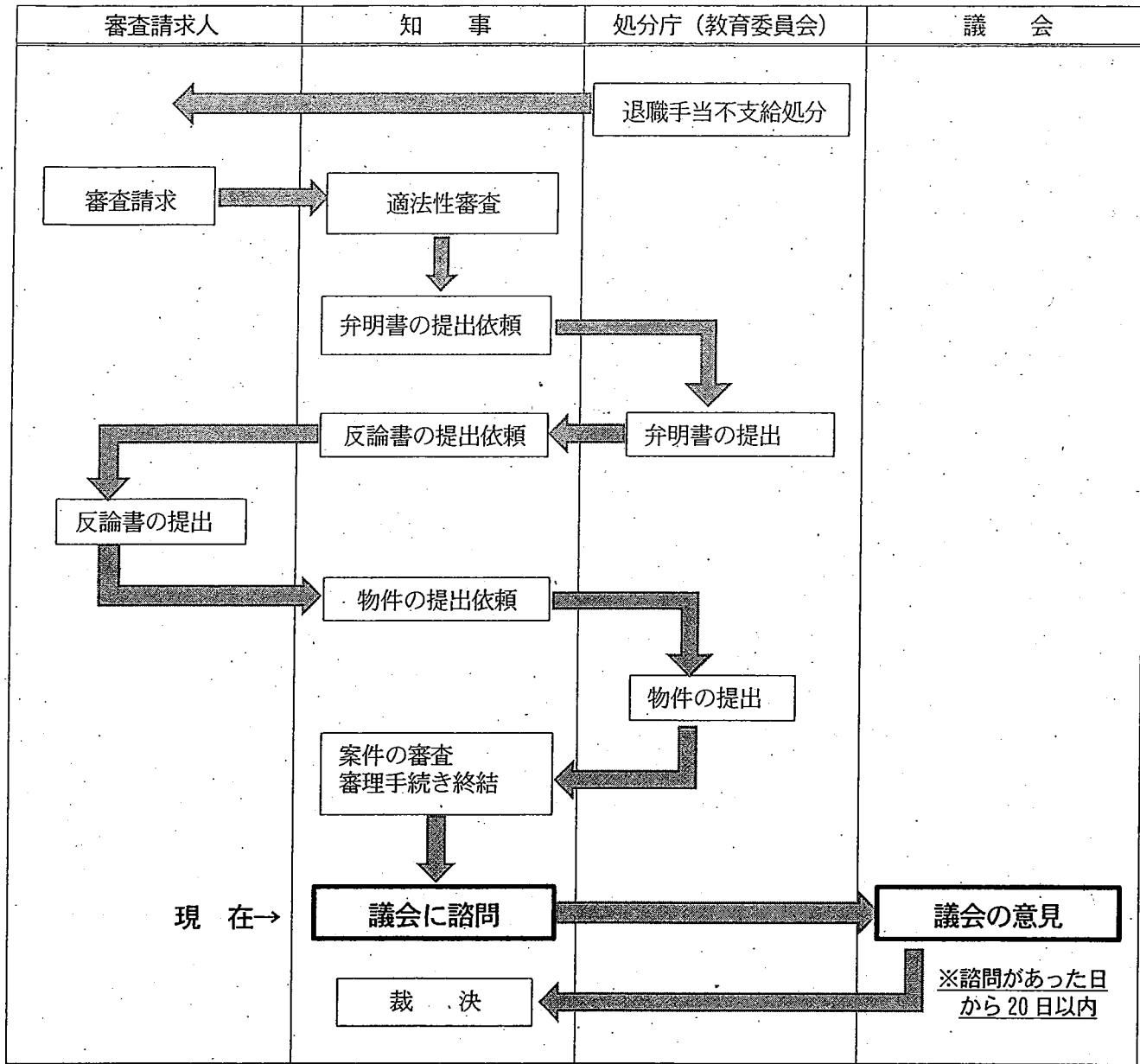
総務部

(諮問)

諮問番号	件名	課名等	頁
第1号	退職手当不支給処分に対する審査請求の裁決について	行財政改革局 人事企画課	3

件名	退職手当不支給処分に対する審査請求の裁決について
	<p>1 提案理由 県教育委員会が行った退職手当不支給処分に対し令和元年6月11日付けで提起された審査請求に關し、次のとおり棄却の裁決をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第2項の規定により諮詢する。</p> <p>2 概要 (1) 審査請求人 米子市元小学校教諭 (2) 処分庁 県教育委員会 (3) 審査庁 知事 (4) 処分の経緯及び概要 平成30年12月29日、請求人は、職場の懇親会から帰宅する際に酒気帯び運転を行い、車道の中央分離帯の街路樹等を損壊する交通事故を起こし、自ら警察に事故報告を行っておらず、酒気帯び運転及び交通事故報告義務違反で起訴された。（罰金の略式命令を受け、罰金刑が確定） 平成31年3月15日、教育委員会は、本件非違行為を理由に、請求人を懲戒免職とし、同日に退職手当不支給処分を行った。</p> <p>懲戒免職処分については、令和元年6月11日に人事委員会に不服申立があり、令和2年11月19日に違法又は不当ではないとして、訴えが棄却されました。</p> <p>(5) 審査請求の趣旨等 ア 請求の趣旨 退職手当不支給処分の取消しを求める。 イ 主な主張 公務員の退職手当は、勤続報償のほか退職後の生活保障等の性格があり、退職手当不支給の処分を行うには、根拠となる非違行為が被処分者の勤続の功を全て帳消しとするほど重大なものであることを要するが、本件は、勤続の功を全て帳消しとするほど重大なものでない。 本件処分は処分庁の事実誤認又は裁量権の逸脱濫用に基づくものであり、違法であるから、その取消しを求める。</p> <p>(6) 裁決及び主な理由 <裁決>本件審査請求を棄却する。 (主な理由) ア 鳥取県人事委員会は、令和2年11月19日に、懲戒免職処分は違法又は不当ではないと判定している。 イ 酒気帯び運転に至る背景や動機について参酌すべき情状は全くない。 ウ 物損にとどまる事故であったとしても、酒気帯び運転をすること自体が非難されるべき事実であって、公教育全体に対する信用失墜という悪影響が生じた。 エ 退職手当を全部不支給とする原則を適用したことに裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。</p> <p>【参照条文】地方自治法（抜粋） 第206条 2 普通地方公共団体の長は、給与その他の給付に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮詢した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。 3 議会は、前項の規定による諮詢を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。</p>

【参考1】審査請求の主な流れ



【参考2】退職手当不支給処分の制度概要

制度目的	○職員の非違の発生の抑止
不支給処分の要件 「職員の退職手当に関する条例」第17条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかに該当する場合は、退職手当の一部又は全部を不支給 <ul style="list-style-type: none"> ① 懲戒免職等処分を受けて退職した者 ② 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職した者 ○不支給処分を行う場合に勘案する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・職務及び責任・勤務の状況・非違の内容及び程度・非違に至った経緯 ・非違後における言動・非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度 ・非違が公務に対する信頼に及ぼす影響
処分基準 「退職手当の運用について」第200800146210号通知	<ul style="list-style-type: none"> ○原則は全部不支給。 ○一部不支給は次のいずれかに該当する場合に限定。 (その場合であっても、慎重な検討を行う。) <ul style="list-style-type: none"> ① 停職以下の処分とする余地がある場合に特に厳しい措置として懲戒免職等とされた場合 ② 欠勤その他の職場規律を乱したことのみを理由として懲戒免職等とされた場合であって、特に参酌すべき事情がある場合 ③ 過失（重過失を除く）による場合で、特に参酌すべき情状がある場合 ④ 過失（重過失を除く）により禁固以上の刑に処せられ、執行猶予が付された場合であって、特に参酌すべき事情がある場合

【参考3】処分事案の概要

公立学校教諭である審査請求人は、平成30年12月28日(金)夕方から同僚と懇親会を開催した。午後11時頃終了し同僚と別れた後、駐車場に停めてあった自家用車の中で仮眠をとり、12月29日(土)午前0時頃、自ら自家用車を運転してカラオケボックスへ移動した。店内で仮眠をとり、再度自らの運転で帰宅途中の午前2時30分頃、県道の中央分離帯に乗り上げる事故を起こした。その際、通りがかったタクシーの運転手が警察へ通報し、事故処理のため駆け付けた警察署員が検査したところ、呼気1リットル中0.2ミリグラムのアルコール分が検出され、その場で身柄を拘束された後、12月29日午後に酒気帯び運転及び事故報告義務違反で逮捕された。平成31年2月に罰金の略式命令を受け、同年3月に罰金刑が確定した。

【参考4】当事者の主な主張及び審査庁の判断の対比表

審査請求人の主張	処分庁(教育委員会)の主張	審査庁の判断
1 本件処分の適法性について 本件処分は処分庁の <u>事実誤認又は裁量権の逸脱乱用に基づくもの</u> であり、条例第17条第1項に違反し <u>違法である</u> から、その取消しを求める。	本件処分は <u>適法である</u> から、本件審査請求は <u>棄却されるべき</u> である。	懲戒免職処分を受けた請求人に対して <u>退職手当を全部不支給とする原則を適用したこと</u> に <u>裁量権の逸脱又は濫用がある</u> とは認められない。 本件審査請求における請求人の主張は、法令等に照らし理由がなく、本件処分に <u>違法又は不当な点</u> は認められないため、本件審査請求は <u>棄却するべき</u> である。
2 上記の理由 ・本件事故があった際の請求人の <u>体内アルコール保有量は呼気1リットル当たり0.2ミリグラム</u> であり、酒気帯び運転の閾値である呼気1リットル当たり0.15ミリグラムを超えているものの、 <u>それほど高い値とはいえない</u> 。 ・請求人は、懇親会で飲酒後1時間30分程度の仮眠・休憩を取っており、十分な仮眠・休憩時間ではなかつたものの、 <u>飲酒後直ちに運転を開始した</u> という <u>悪質な事例ではない</u> 。 ・請求人の酒気帯び運転は、午前2時から午前2時30分という <u>深夜の時間帯</u> に行われたものであり、 <u>交通量が少なく、他人を巻き込む事故発生の危険性は少なかった</u> 。また、酒気帯び運転をした距離は約3.2キロメートルで長距離とはいえず、 <u>物損事故にとどまっている</u> 。	・本件非違行為に至った <u>背景や動機について特に参酌すべき事情はない</u> といふばかりか、むしろ加重する方向に検討すべき事情があつたというべきであること。	酒気帯び運転により物損事故を起こした教職員に対する懲戒処分の量定は免職又は3月以上の停職とされており、請求人に対する <u>懲戒免職処分は特に厳しい処分として加重されたものとはいえない</u> こと、本件非違行為たる酒気帯び運転に至る背景や動機について参酌すべき情状は全くないこと、本件事故後に請求人自らが直ちに警察に事故報告を行わなかったことは本件事故による被害や悪影響を最小限にするための行動をとっていないと評価できること、飲酒運転撲滅の社会機運が一層高まっている現下の情勢に鑑みれば、 <u>物損にとどまる事故であったとしても、酒気帯び運転をすること自体が非難されるべき事実であって、公教育全体に対する信用失墜という悪影響が生じた</u> と評価できることに鑑みれば、 <u>退職手当を一部不支給にとどめる検討をすべき事情はない</u> と認められる。

審査請求人の主張	処分庁（教育委員会）の主張	審査庁の判断
<ul style="list-style-type: none"> ・請求人は、懇親会終了後、運転代行業者に運転代行を依頼するつもりであったが、<u>別居中の娘と自由に会えない寂しさ及びうつ病による体調悪化により、懇親会後に自暴自棄な気持ちが芽生えてしまい酒気帯び運転に至ってしまったのであって、</u>当初から酒気帯び運転にて帰宅しようとする<u>計画性は全くなかった。</u> ・交通事故報告義務違反については、事故発生時に臨場していた他人に報告を任せてしまったからであって、<u>意図的に本件事故を警察官に申告しなかったわけではない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求人が本件事故発生後に警察官への報告を行っていないことは、本件非違行為による被害や悪影響を最小限にするための行動を取ったとはいえず、その態様は同種事案と比較して悪質であって、<u>処分を加重すべき事情があるというべきである</u>こと。 また、本件非違行為後の請求人は、本件事故現場に臨場した警察官に<u>飲酒の事実を自ら述べず、うつ病の薬のせいにするなど、不合理で不誠実な対応を行い身勝手な態度に終始</u>しており、反省の態度が見られなかつたこと。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・本件事故により生じた中央分離帯の街路樹等の物損被害は既に弁償済であり、示談も成立している。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>請求人には酒気帯び運転の前科や前歴は一切なく、市立小学校の教諭として16年にわたり真面目に勤務しており、途中休職したことはあったものの、勤務態度には全く問題なかった。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求人の<u>勤務評価は特段不良でも良好でもなく、本件処分を軽減する事情はない</u>こと。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・請求人の職務上の地位は、市立小学校の一般教諭に過ぎず、<u>他の教職員を指導監督するような管理職の立場にはなかった。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・教諭は、他の職務と比較して遵法精神や規範意識がより強く求められる職務であって、本件非違行為は、その職務の観点から処分を加重すべきものであること。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・本件非違行為は、職務行為とは直接関係のない<u>私生活上の行為</u>によるものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件非違行為による請求人の逮捕の事実が新聞で報道されたことにより、<u>小学校の児童や保護者に不安を生じさせたほか、教育現場への信頼を損なわせた</u>のであって、<u>教育行政の遂行に及ぼす支障の程度は大きい</u>というべきであること。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・本件非違行為は、請求人の<u>勤続の功を全て帳消しとするほど重大なもの</u>であるとは到底解されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求人の行った酒気帯び運転は、<u>酒気帯び運転をしなければならなかつた特段の事情はなく、遵法意識を著しく欠いたものといわざるを得ない</u>ものであって、危険なものであるから、退職手当を全部不支給としない「<u>特に厳しい措置として懲戒免職処分とされた場合</u>」に当たらないこと。 	